

(別紙2)

中学生学習支援事業 校区別実施要領 (入間野中学校区)

(趣 旨)

第1条 この要領は、中学生学習支援事業実施要綱 (以下、要綱) 第5条に基づき、上記中学校区で実施する中学生学習支援事業 (以下、本事業) に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、狭山市立入間野中学校に在籍する中学1・2・3年生とする。

(内 容)

第3条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象科目 原則、国語、数学及び英語とする。理科、社会の学習も可とするが、その旨を学習支援員に報告すること。
- (2) 実施方法 本事業による学習支援は、自主学習を基本とするなかで、必要な支援を行う。学習支援員の声かけに従わない、学習をしない、他者に迷惑をかけるなどの問題が発生した場合、学習支援員は、対象生徒を帰宅または退会させるなどの措置ができる。
- (3) 実施日等 本事業は、原則として、日曜日の午後2時から午後4時に実施する。
- (4) 実施場所 本事業は、入間野中学校を会場として実施する。
- (5) 持ち物等 服装は、制服またはジャージ (体育着)。
持ち物は、学校のきまりに準ずる。
水筒の持ち込みは許可するが、菓子やジュース類の持ち込みは不可。
- (6) 夏季休業中、冬季休業中に外部指導者による集中講義を実施する。

(学習支援員等の配置)

第4条 本事業を実施するため、狭山市学校支援ボランティアセンター (SSVC) から学習支援コーディネーター及び必要な人数の学習支援員の配置を受ける。

2 学習支援コーディネーターは、地区担当指導主事と連携し、本事業の実施計画の立案や学習支援員の配置に係る調整等を行う。

3 学習支援員は、本事業に参加した生徒の自学自習を監督するとともに、必要な支援を行う。

(申込み)

第5条 本事業に参加を希望する者は、入間野中学校を通して、教育委員会へ参加申込書を提出する。

(雑則)

第6条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、本事業の実施運営に関し必要な事項は、学習支援コーディネーターと地区担当指導主事が協議して定めるものとする。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改定